

社団法人 日本広報協会定款

昭和38年 4月 3日許可
昭和38年 11月 4日認可
昭和39年 5月26日認可
昭和40年 7月15日認可
昭和41年 7月 6日認可
昭和48年 10月26日認可
昭和52年 11月10日認可
平成 6年 9月30日認可
平成 7年 8月30日認可
平成13年 9月12日認可
平成20年 3月 3日認可

社団法人 日本広報協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人日本広報協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都新宿区新宿1丁目15番9号に置く。

(支 部)

第2条の2 本会は、理事会の決議を経て必要な地に支部を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、広報に関する技術・資料を提供し、調査研究を実施するとともに、政府および地方公共団体ならびに広報関係団体などとの提携により、公共の福祉の増進と健全な民主主義の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 広報に関する技術・資料の提供
- 2 広報に関する調査研究
- 3 広報に関する出版物の刊行
- 4 広報に関する研究会その他各種集会の開催
- 5 政府および地方公共団体ならびに広報関係団体などとの提携
- 6 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- 1 正会員 本会の目的趣旨に賛同して、入会した個人または法人
- 2 名誉会員 本会に功労のあったもので、総会において推せんされたもの
- 3 賛助会員 本会の事業を賛助し、会費年額1万円以上を納めるもの

(会 費)

第6条 正会員は、別に定める規程にしたがい、会費を納入するものとする。

2 既納の会費その他の拠出金は、これを返還しないものとする。

(入 会)

第7条 本会の正会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 本会の会員は、その旨を会長に届け出て、退会することができる。

2 本会の会員は、次の各号の一に該当するときは退会したものとみなす。

- 1 死亡又は解散したとき
- 2 会費を2年以上納入しないとき
- 3 破産の宣告をうけたとき
- 4 禁治産の宣告をうけたとき

(除 名)

第9条 会員にして、本会の名誉をき損し、または本会に対し不正の行為のあったときは、総会の決議により除名することができる。

第3章 役 員

(種 別)

第10条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
理事長	1名
常務理事	1名
理 事	15名以内(会長、副会長、理事長及び常務理事を含む)
評議員	36名以内
監 事	2名以内

- 2 理事および監事は、正会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長、理事長および常務理事は理事の互選とする。
- 4 評議員は、正会員のうちから、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ下欄に掲げる数を選出する。但し、その他の9名については理事会において選出し会長が委嘱する。

正会員の区別	評議員の数
都道府県	9名以内
市	9名以内
町村	9名以内
その他	9名以内

- 5 役員は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長が統轄する会務のうち、会長があらかじめ定めた職務を行い会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の命をうけて会務を掌理し、会長、副会長ともに事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、常務を処理し、理事長を補佐する。
- 5 常務理事に事故があるときは、会長があらかじめ定める順位により、理事がその職務を代行する。
- 6 理事は、総会の議決に基づいて、会務を執行する。
- 7 評議員は、必要な事項を審議する。
- 8 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。

(解 任)

第13条 役員が心身の故障により職務の執行の任にたえないとき、又は役員としてふさわしくない行為のあったときは、任期中といえども、総会の議決により解任することができる。

(名誉会長)

第13条の2 本会に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、長年にわたり本会の会長を務め、特に功労のある者のうちから理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を述べることができる。

(顧問及び参与)

第13条の3 本会に顧問および参与を置くことができ、参与のうち若干名を常勤とすることができる。

- 2 顧問および参与は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、本会の事業に関し、専門的事項について会長に助言し、また、特に命ぜられた事項を処理する。
- 5 顧問および参与については、第12条第1項および第13条の規定を準用する。

第4章 事務局

(設置および任命等)

第14条 本会に事務局を置く。

2 事務局に次の職員を置く。

- 1 事務局長 1名
- 2 職員 若干名
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 4 職員は、会長が任命する。
- 5 事務局長は、会長の命を受け、本会の事務を掌理する。
- 6 事務局の組織その他事務局について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第5章 会議

(種別)

第15条 会議は、総会、理事会および評議員会とし、総会を定期総会および臨時総会に分ける。

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 評議員会は、会長、副会長、理事長、常務理事、理事および評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 1 事業計画の承認
 - 2 事業報告の承認
 - 3 予算および決算の承認
 - 4 その他本会の運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- 1 総会に付議すべき事項
 - 2 その他会長がとくに必要と認めた事項

- 3 評議員会は、次の事項を審議する。
 - 1 事業計画案
 - 2 歳入歳出予算案
 - 3 その他会長がとくに必要と認めた事項

(招 集)

第18条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議を招集するには、会議の構成員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、5日以前に文書をもって通知しなければならない。

(開 催)

第19条 定期総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めまたは正会員の5分の1以上もしくは、監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 3 理事会および評議員会は、会長が必要と認めたときに随時開催する。

(議 長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

- 2 理事会および評議員会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第21条 会議は、会議の構成員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第22条 会議の議事は、この定款に別段の定めがないかぎり、出席会員、理事、または評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の権限の評議員会への委任)

第22条の2 総会の権限に属する事項で、とくに総会において認めた事項については、評議員会の議決をもって総会の議決にかえることができる。この場合においては、次に開かれる総会に報告して、その承認を求めなければならない。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員、理事または評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の、構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第23条の2 会長は、簡易な事項または急速を要すると認める事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会または評議員会にかえることができる。

(名誉会員等の意見陳述)

第23条の3 名誉会員および賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第24条 会議の議事録は理事長が作成し、会長および出席代表者2名以上が署名押印の上、これを保存しなければならない。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第25条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- 1 会費
- 2 寄付金品
- 3 資産から生ずる収入
- 4 事業に伴う収入
- 5 その他の収入

(資産の管理)

第26条 本会の資産は、会長が管理する。

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(予算の議決、決算の認定)

第28条 本会の毎年度の歳入歳出予算は、年度開始前に理事会の議決を経、総会の承認を受けなければならない。

2 歳入歳出決算は、年度終了後3月以内に、年度末現在の財産目録と共に、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終る。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、総会において、会員の4分の3以上の同意を経、主務官庁の認可を得なければ、変更することができない。

(解 散)

第31条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第二項の規定により解散する。

(残余財産の処分)

第32条 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の許可を得て、類似の目的をもつ他の公益法人に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(委 任)

第33条 この定款の施行について、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 本会の設立当初の役員は、第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず設立總會の定めるところにより、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、昭和39年3月31日までとする。
- 2 本会設立初年度および次年度の事業計画および収支予算は、第17条第1項第1号、第3号および第2項第1号の規定にかかわらず設立總會の定めるところによる。
- 3 本会設立初年度および次年度の会費は予算書のとおりとする。

附 則(昭和39年5月26日認可)

この定款は、主務官庁の認可を得た日から施行する。ただし、改正後の第29条の適用については、昭和39年度の会計年度に限り、昭和39年4月1日にはじまり、昭和40年6月30日に終るものとする。

附 則(昭和41年7月6日認可)

この定款は、主務官庁の認可を得た日から施行する。ただし、改正後の第29条の適用については、昭和41年度の会計年度に限り、昭和41年7月1日にはじまり、昭和42年3月31日に終るものとする。

附 則(昭和52年11月10日認可)

この定款は、主務官庁の認可を得た日から施行する。

附 則(平成6年9月30日認可)

この変更は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年8月30日認可)

この変更は、平成7年8月30日から施行する。

附 則(平成13年9月12日認可)

この変更は、平成13年9月12日から施行する。

附 則(平成20年3月3日認可)

この変更は、平成20年3月31日から施行する。